

## I.各段階及び制限の判断等

### 1. 判断の実施等の目安

第1段階：令和2年2月27日正午から実施中。

第2段階：山形県内で感染が拡大し、非常事態宣言等が発令された時を目安とする。

- ・新型コロナウイルスの感染の収束見通しに対応して、新型コロナウイルス対策本部長は、段階的に引き下げながら、実施する。
- ・国（文部科学省、厚生労働省等）から、大学として対応しなければならない方針等が示された時や、状況が急変した時は、「I-2.判断者」が対応を決定する。

### 2. 判断者

段階及び行事開催等（含む周知方法）の判断は、学長、学科長及び事務局長とする。

（いずれかが欠けた時は危機管理マニュアルに従う。）

### 3. 各段階の周知について：事務局長（又は秘書・会計課長、総務課長）

- ・ホームページ
- ・玄関前掲示
- ・教職員：メール又は緊急連絡網
- ・学園本部：法人連携室長（秘書・会計課長）
- ・学生及び保護者：郵送、クラス連絡網、Gmail（連絡方法は、決定時期により決定）
- ・オープンキャンパス参加希望者：個別電話連絡
- ・受験者：郵送または個別電話連絡（連絡方法は、決定時期により決める）
- ・入学者及び保護者：郵送または個別電話連絡（連絡方法は、決定時期により決定）
- ・非常勤講師：郵送又は個別電話連絡（連絡方法は、決定時期により決定）

### 4. 外部連絡

外部からの照会への対応は、事務局長とする。

## II. 対応について

本学の今後の対応は次の通りとするが、国から対応について要請があった時には、それに従う。

### 第1段階

- ①授業については、原則として対面授業を行う。(ただし、県内や本学の感染状況によって、オンラインでの授業を行うこともある。その際の連絡は基本的に Gmail で行う。) 実習に関しては、本学の実習実施に係る行動指針・実施基準を順守した上で実施する。(調整が必要な場合は、実習担当が学生と施設の状況に合わせて調整する。)
- ②本学へ入構時は教職員(含む非常勤講師以下同じ)及び来客問わず、アルコール消毒や手洗いを常に心がけ、3密を避けるなど感染防止に努める。教職員及び学生は、各自健康管理をする。  
※本学は、保育士や介護福祉士の養成校であり、幼児やお年寄りと関わる実習や授業がある。そのため、当面の間、授業中のマスク着用を続ける。
- ③教職員及び学生は、次の症状がある時や感染症罹患の危惧がある時は医師の診断を受けその指示に従い、結果を本学に連絡する。(教職員は年休・代休対応、学生は通常欠席対応とし、その後感染症と診断された場合は遡って、感染症罹患時(次の④)と同様とする。)
  - ・風邪の症状や発熱(目安は37.5℃以上)がある時
  - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある時
- ④教職員及び学生が、新型コロナウイルス感染症に罹患したときは、完治するまで医師の指示に従い自宅療養等を行う。また、直ちに本学に連絡する。(教職員は就業規則対応、学生は公認欠席対応)
- ⑤教職員及び学生の同居する家族が新型コロナウイルスに罹患した時には、教職員及び学生はその後の行動について医師及び本学の指示に従う。(自宅待機とし、取り扱いには感染症罹患時と同様を原則とする。)
- ⑥県内の感染状況に応じて行事の中止・変更・短縮等の制限をする。(サークル活動については、顧問と相談の上、コロナ禍におけるサークル活動のルールを守って行う。)
- ⑦構内の施設利用(利用方法、時間など)を一部制限する。
- ⑧学内の消毒を適宜実施する。(健康委員会が判断を行う。)
- ⑨学生支援の窓口対応は、感染対策を行いながら通常通り実施する。学生相談は担任、ゼミ担当、学生課が中心となって面接、電話、Gmail等で対応する。
- ⑩新型コロナウイルス感染等による公認欠席のため著しく授業の理解度に差ができた場合は、補講や課題を補充する等、追加的学習支援を行う。
- ⑪受験生については、学生に準ずる対応とし、詳細は別に定める。

第2段階：今後の状況に応じて、対応を第2段階に切り替える。

第1段階に加えて、次の3点を実施する。その内容・時期等は、判断者が決定する。

- ①学内における対面授業を中止する。(補講、またはオンライン授業等に対応する。)
- ②教職員の出勤、学外者の入構を制限する。(会議はオンラインで行う。)
- ③出張等は原則中止する。